

# 「北海道人権施策推進基本方針（第3次）」素案の概要

## 第1章 基本的な考え方

### 1 基本方針策定の背景

- ・ 人権が尊重される地域社会づくりに取り組むため、道では、平成15年（2003年）3月に「北海道人権施策推進基本方針（令和3年（2021年）7月改定）を策定
- ・ 前回改定から5年が経過し、インターネットを介した誹謗中傷等の人権侵害が深刻化する中、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が23年ぶりに見直しを実施
- ・ 企業活動が社会や人権に与える影響への国際的な関心の高まりや、人権に関する国内法の整備など社会経済情勢が変化

### 2 人権施策の基本理念

道民一人一人が互いの個性や人格、多様性を尊重しながら、助け合い支え合って暮らしていくことができる社会を実現するため、次の3つの視点に基づき、取組を総合的に推進

- (1) 人権を基本に据えた道政の推進
- (2) 道の施策への反映と市町村等との連携
- (3) あらゆる場における人権教育・啓発の推進

### 3 基本方針の性格

- ・ 道の人権施策に関連する諸計画が準拠すべき基本指針として、道政における人権施策の基本的な考え方を示すものであり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、地方公共団体の責務を表すとともに、SDGsの趣旨に対応するもの

## 第2章 分野別施策の推進

- ・ 道が重点的に取り組むべき12分野の人権課題について、各分野ごとに「現状」、「これまでの取組」、「課題」及び「施策の展開方向」を記載
- ・ いくつもの人権課題が重なる複合的な人権問題に留意し施策を推進

### 【主な内容】

#### 1 各分野に横断的な人権課題（インターネットによる人権侵害）

- ・ 被害者にも加害者にもならないための「責任ある情報発信」の観点を持った関係機関と連携した啓発の実施
- ・ ネットパトロールによる児童生徒の不適切な投稿の早期発見、早期対応

#### 2 女性

- ・ 男女平等参画の理解促進や、女性活躍推進に向けた取組の強化、関係機関と連携した女性に対する暴力の防止、被害者支援

#### 3 こども

- ・ こどもの権利を尊重する教育・啓発や、いじめや犯罪被害を防止するための取組の推進、こどもの貧困におけるこどもの視点に立った支援

#### 4 高齢者

- ・ アクティブシニアの就労・社会参加支援や、認知症高齢者への早期対応・医療・ケア・包括的支援体制の整備、ケアラーの支援の推進

#### 5 障がいのある人

- ・ 差別解消や権利擁護・虐待防止や、社会参加・就労・生活支援の充実、ケアラーの支援の推進

#### 6 アイヌの人たち

- ・ アイヌの伝統文化の保存・振興に向けた施策の推進や、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会の実現

#### 7 外国人

- ・ 共生意識の醸成や安心して暮らせる環境づくり、グローバル化に対応した人材の育成、教員の英語力・指導力の向上

#### 8 HIV・ハンセン病等の感染者等

- ・ 感染症に関する正しい知識の普及啓発や、患者等のプライバシー保護、安心して生活・医療を受けられる環境整備

#### 9 犯罪被害者等

- ・ 犯罪被害者等への支援を推進するほか、犯罪被害者等への配慮の重要性や、いのちの大切さなどの啓発の充実

#### 10 犯罪をした人等及びその家族

- ・ 社会復帰に向けた支援のほか、犯罪をした人等とその家族に対する偏見や差別の解消に資する広報・啓発

#### 11 性的マイノリティ

- ・ 全ての人たちが性の多様性を尊重し合うことができる、当事者が暮らしやすい環境づくりに向けた取組の促進

#### 12 様々な人権課題

- ・ 北朝鮮による拉致問題、災害に伴う人権問題、ホームレス など

## 第3章 人権施策の総合的・効果的な推進

### 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- ・ 人権について正しい理解と認識を深めるよう啓発を行うとともに、家庭や学校、地域社会、企業などあらゆる場を通じて、こどもから大人まで各段階に応じ、体系的・長期的な視点に立った人権教育・啓発を推進
- ・ 企業が事業主として取り組むべき措置やハラスメントに関する理解促進の啓発等による労働環境の向上

### 2 効果的な人権教育・啓発の推進

- ・ 人権の重要性を知識として身に付け、人権への配慮が日常の態度や行動に現れるよう、創意工夫を凝らした啓発活動を推進
- ・ 民間や他県における啓発手法等に関する情報を収集し、好事例を活用

### 3 推進体制の整備

- ・ 人権教育・啓発の効果的な推進や、人権に係る様々な重要課題に的確に対応するため、この基本方針に沿って、道政のあらゆる分野で組織横断的な連携を図り、人権施策を積極的に推進
- ・ 国、市町村、企業、民間団体等と連携し、効果的な推進を図るとともに、人権施策の定期的な点検と取組状況の把握を行い5年を目安に見直しを実施